

競技者登録制度の改正について

02版 平成18年11月（初版 平成17年11月）

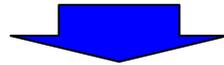
1. 主登録と副登録の改正について 主旨

現状の登録制度において、主登録・副登録が認められているが、登録料については主登録加盟団体が徴収し、原則として、副登録加盟団体は書類申請のみで、登録料は発生しない。登録者数が減少傾向にある現状において、受益者負担の原則にのっとり、主・副登録共、登録料を徴収する新たな制度改革の提案である。

この制度改正により、加盟団体の財政基盤に寄与することは、勿論のこと、登録者にとっても、義務（登録料納付）を果たすことにより、明確な権利主張も担保することとなり、選手にとっても有益と考える。

改正前

選手は、主登録と副登録と、2ヶ所からの登録ができる。
 学生（小～大）は、所属校と任意団体（SC、友好団体等）、社会人は勤務先と任意団体の2ヶ所に登録できる。
 大会毎に主登録と副登録、2ヶ所の所属名称を使い分けて使用できる。
主・副両登録団体とも競技者登録手続きをしなくてはならない。
 競技者の登録料について：主登録の団体からのみ徴収



改正後

- 選手は、第一区分登録と第二区分登録と、2ヶ所からの登録ができる。
- 第一区分は学校（小～大）と勤務先（企業：実業団）、第二区分は任意団体（SC、友好団体等）とする。
- 生徒、学生（小～大）は、所属校と任意団体（SC、友好団体等）、社会人は勤務先と任意団体の2ヶ所に登録できる。
 - ▶ 第一区分における小体連・中体連主催大会のみ小・中学校からの登録は義務教育期間のため登録料は免除する。（02版 アンダーライン部分追記）
 （登録団体名の例：〇〇中学校、〇〇小学校）
- 大会毎に、2ヶ所の所属名称を使い分けて使用できる。
- 第一・第二両登録団体とも競技者登録手続きをしなくてはならない。（競技者登録料については、第一区分登録団体・第二区分登録団体それぞれから発生する）

2. 競技区分毎の登録について 主旨

近年の競技者においては競技区分を重複して、競泳と水球の公式大会に参加するというような事例は少ない。このような現状を踏まえ、これを競技区分毎の登録制度に改正する。これにより、管理・情報の面から、次の効果が期待できる。

- 1、競技区分毎の登録をすることで、各競技毎の競技者数を確実に把握することが可能となる。
- 2、各競技の発展のためにも、競技毎の登録料を徴収することで、各競技毎の収支状況を把握することが可能となる。

《競技区分追加条項》

- ①競技者は、自らが登録しようとする競技区分を選択しなければならない。
- ②登録をしていない競技区分の競技会への出場は出来ない。
- ③登録料については、登録競技毎に発生する。

ただし、重複登録についての減額等については、今後の検討課題とする。

（競技区分とは、競泳・飛込・水球・シンクロ・日本泳法・OWSをいう。）

〈実施時期〉平成19年4月分登録より